

# 消費税納付用定期積金

令和2年8月1日現在

商品名（愛称）	・消費税納付用定期積金
販売対象	・消費税を納付する法人及び個人事業主
期間	・6カ月・1年・2年・3年
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払します
利息 (1)適用金利 (2)給付補填金の支払い方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税金	・個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	——
付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合約定年利回り×60%（ただし、小数点第3位以下は切捨て、かつ解約日における普通預金利率を下限とする）
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボード（スーパー積金の3年未満の欄参照）または窓口へご照会ください
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0880-34-2121）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん 相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を徴求します ・満期日以後の利息は、お支払日における普通預金利率により計算します ・消費税納付額の50%かつ定期積金の契約金額以内で最高限度額300万円まで融資が受けられます ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります（当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）